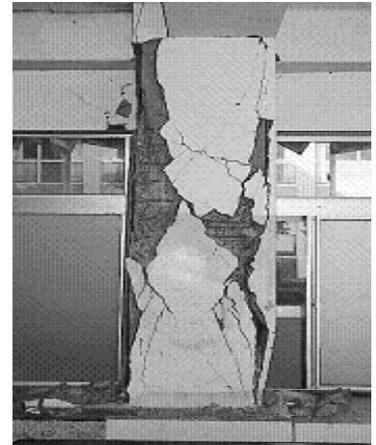


年代別耐震基準について

(1) 昭和 4 6 年以前の建物

昭和 2 5 年制定の建築基準法による設計基準は、地震による柱のせん断破壊 (X 型のひび割れ) 等に対応していなかった

十勝沖地震 (昭和 4 3 年) では、建物が倒壊するなどの大被害を受けた



【柱のせん断破壊】

(2) 昭和 4 7 年 ~ 昭和 5 6 年の建物

昭和 4 6 年に、柱のせん断破壊防止のため、柱の帯筋間隔を 2 分の 1 とする耐震設計基準が施行された

宮城県沖地震 (昭和 5 3 年) では、十勝沖地震と同様に昭和 4 6 年以前建物の柱がせん断破壊したほか、建物形状等のバランスの悪い建物が大被害を受けた



【はりの崩壊】

(3) 昭和 5 7 年以降の建物

昭和 5 6 年に、従来の各部材の応力度設計のほか、建物形状等の特性に対して耐震性を確認する新耐震設計基準が施行された

阪神・淡路大震災 [兵庫県南部地震] (平成 7 年) では、新耐震設計基準施行 (昭和 5 6 年 6 月) 以後の建物に大きな被害がなかった

学校の鉄筋コンクリート造建物は、減価償却耐用年数上 4 7 年となっているが、新耐震設計建物は適切な維持保全により相当長持ちする